

2018 年 5 月

投資者の皆様へ

T & D アセットマネジメント株式会社

**「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」の信託期間終了および  
「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」の新規設定のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」を構成する以下の 9 ファンドは、2018 年 9 月 10 日をもちまして信託期間が終了し、償還となります。

「インド・ダブルブル5」「インド・ダブルベア5」  
「中国・ダブルブル5」「中国・ダブルベア5」  
「リアル・ダブルブル5」「リアル・ダブルベア5」  
「金・ダブルブル5」「金・ダブルベア5」  
「マネープールファンド5」

「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」をご愛顧いただき誠にありがとうございました。

なお、「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」の信託期間終了に伴い、「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」を2018年6月8日に新規設定いたします。

つきましては、後述の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

**「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」の詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。**

今後ともご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

## T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5に関して

購入およびシリーズ内のスイッチングのお申込みについて

「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」は、2018年6月11日以降、購入および「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」を構成する各ファンドへのスイッチングのお申込みができませんが、換金および「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」を構成する各ファンドへのスイッチング(可能な組合せは、後述をご参照)のお申込みはできます。

今後、換金により資産が急減した場合等には、基本方針に沿った運用ができない場合があります。また、上記にかかわらず、各ファンドの受益権総口数が5万口を下回った場合等には、信託を終了する場合があります。

目標とする投資成果について

「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」の信託期間終了日(2018年9月10日)の1週間程度前に組入れている円建外国投資信託の比率を低下させ、安定運用に切り替えていく予定です。安定運用に切り替えた場合、目標とする投資成果が得られなくなります。

「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ5」から「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ6」へのスイッチング

スイッチング可能な組合せについて

2018年6月11日から2018年8月31日まで、「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ5」を構成する各ファンドから「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ6」を構成する各ファンドへのスイッチングのお申込みが可能です。

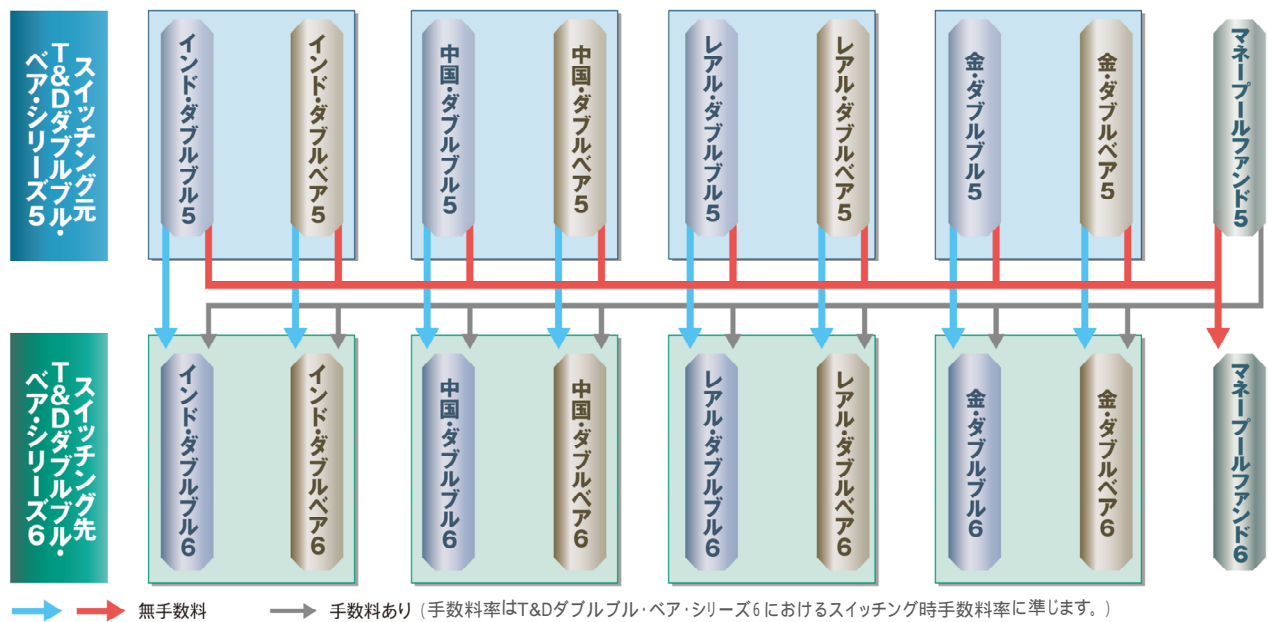
ファンドによりお申込み可能なスイッチング先ファンドが異なります。「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ5」から「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ6」へのスイッチングは、同一資産クラス間のプルからプルへもしくはベアからベアへ、またはマネープールファンド6へのみ可能です。

スイッチングする際のご留意点について

スイッチングの際に、スイッチング時手数料のかかる場合とかからない場合がありますので、ご注意ください。スイッチング時手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際にも、ご換金時と同様の費用・税金等がかかりますのでご注意ください。

(図)スイッチング可能な組合せ



「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ5」と「T&Dダブルプル・ベア・シリーズ6」のいずれかが申込不可日の場合は、スイッチングのお申込みはできません。

## 「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」に関して

### 購入・換金およびスイッチングのお申込みについて

2018年6月11日以降、毎営業日に購入・換金およびスイッチングのお申込みができます。なお、2020年3月11日以降は、購入およびスイッチングのお申込みはできません。信託期間は2020年6月10日までとなっています。

### 香港証券取引所が半日立会日の場合の申込不可について

「中国・ダブルブル5」「中国・ダブルベア5」および「金・ダブルブル5」「金・ダブルベア5」と同様に、「中国・ダブルブル6」「中国・ダブルベア6」および「金・ダブルブル6」「金・ダブルベア6」においても、香港証券取引所が半日立会日の場合、購入・換金およびスイッチングのお申込みはできませんので、ご注意ください。

### (表)「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」の申込不可日

インド・ダブルブル6 インド・ダブルベア6	・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日 ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日
中国・ダブルブル6 中国・ダブルベア6	・香港の証券取引所の休業日(半休日を含む) ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日
レアル・ダブルブル6 レアル・ダブルベア6	・ニューヨーク、サンパウロの各証券取引所の休業日 ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨーク、サンパウロの各銀行の休業日 ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日
金・ダブルブル6 金・ダブルベア6	・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日(香港の半休日を含む) ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

申込不可日につきましては、販売会社または当社宛てにお問い合わせください。

「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」および「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」の投資リスク

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載されているリスクを要約したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

**ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスク

「株価変動リスク」「カントリーリスク」「為替変動リスク」「金価格変動リスク」「債券価格変動リスク」  
 基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ・ 分配金に関する留意点
- ・ スワップ取引に伴うリスクについて[「マネープールファンド5」および「マネープールファンド6」を除く]
- ・ NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引に関する留意点
- ・ 目標とする投資成果が達成できないリスクについて[「マネープールファンド5」および「マネープールファンド6」を除く]
- ・ ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項[「マネープールファンド5」および「マネープールファンド6」を除く]
- ・ インドの税制に関する留意点(「インド・ダブルブル・ベア5」および「インド・ダブルブル・ベア6」)

「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ5」に係る費用

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

● 購入時にご負担いただく費用

購入のお申込み口数に応じて購入価額に以下の率を乗じて得た額

お申込み口数	購入時手数料率
1 万口未満	3.24% (税抜 3.0%)
1 万口以上 5 万口未満	1.62% (税抜 1.5%)
5 万口以上	0.54% (税抜 0.5%)

● スイッチング時にご負担いただく費用

スイッチングのお申込み口数に応じて購入価額に以下の率を乗じて得た額

お申込み口数	スイッチング時手数料率
1 万口未満	1.62% (税抜 1.5%)
1 万口以上 5 万口未満	0.81% (税抜 0.75%)
5 万口以上	0.27% (税抜 0.25%)

(マネーブルファンド5の購入はスイッチングによる場合のみ (マネーブルファンド5へのスイッチングには手数料はかかりません。)とします。)

● 換金(スイッチングのための換金を含む)時にご負担いただく費用

信託財産 留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。(マネーブルファンド5には信託財産留保額はかかりません。)
-------------	--

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

【各ファンド(マネーブルファンド5を除く)】

	ファンド	毎日、ファンドの純資産総額に <b>年 0.9072% (税抜 0.84%)</b> の率を乗じて得た額とします。
運用管理費用 (信託報酬)	投資対象とする 外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年 0.15%程度
	実質的な負担	<b>年 1.0572% (税抜 0.99%) 程度</b> ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
	その他の 費用・手数料	<p>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> <p>* インドの税制変更に伴い、2017年4月1日より、原則として、インド株式を売却した際のキャピタルゲインに対して計8.11125%のキャピタルゲイン税等が課税されています。インド・ダブルブル・ベア5が投資する外国投資信託の投資対象であるスワップ取引では、取引先においてNifty 50指数の日々の値動きの「概ね2倍程度」および「概ね2倍程度反対」に連動することを目的とした戦略(以下「スワップの連動対象」といいます。)のパフォーマンスを複製しヘッジするためにインド株式を保有・取引しておりますが、これに係る課税負担分に相当する費用として、2018年1月6日より、スワップ管理費用を追加負担することとなりました。当該費用はスワップの連動対象のパフォーマンスに応じて算出されます。</p>

【マネーブルファンド5】

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に <b>年 0.594% (税抜 0.55%) 以内</b> の率を乗じて得た額とします。
その他の 費用・手数料	<p>・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</p> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳細につきましては必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。



「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ6」に係る費用

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

● 購入時にご負担いただく費用

購入のお申込み口数に応じて購入価額に以下の率を乗じて得た額

お申込み口数	購入時手数料率
1 万口未満	3.24% (税抜 3.0%)
1 万口以上 5 万口未満	1.62% (税抜 1.5%)
5 万口以上	0.54% (税抜 0.5%)

スイッチング時にご負担いただく費用

スイッチングのお申込み口数に応じて購入価額に以下の率を乗じて得た額

お申込み口数	スイッチング時手数料率
1 万口未満	1.62% (税抜 1.5%)
1 万口以上 5 万口未満	0.81% (税抜 0.75%)
5 万口以上	0.27% (税抜 0.25%)

(マネーブルファンド6の購入はスイッチングによる場合のみ (マネーブルファンド6へのスイッチングには手数料はかかりません。)とします。)

● 換金(スイッチングのための換金を含む)時にご負担いただく費用

信託財産 留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。(マネーブルファンド6には信託財産留保額はかかりません。)
-------------	--

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

【各ファンド(マネーブルファンド6を除く)】

	ファンド	毎日、ファンドの純資産総額に年 0.9072% (税抜 0.84%) の率を乗じて得た額とします。
運用管理費用 (信託報酬)	投資対象とする 外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年 0.15%程度
	実質的な負担	年 1.0572% (税抜 0.99%) 程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
その他の 費用・手数料	・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託において、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、租税、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。 これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

【マネーブルファンド6】

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に年 0.594% (税抜 0.55%) 以内の率を乗じて得た額とします。
その他の 費用・手数料	・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。 これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳細につきましては必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。

お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

< 販売会社 >

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号

加入協会: 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

< 委託会社 >

T&Dアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第357号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会